

(財)女性のためのアジア平和国民基金

# 第3回理事会

平成8年2月

平成 8 年 2 月 6 日  
財團法人 女性のためのアジア平和国民基金

第 3 回 理 事 会

議 題

【議事】

(1) 対話チーム報告

(2) 今後の各國に対する対応

(3) 広報

(4) その他

資料

【報告】

(1) 募金状況

(2) その他

## 対話チームに関する報告

### ■対話チームの報告（詳細は別紙各チームの報告）

フィリピン

参加者 基金

有馬真喜子副理事長、林陽子運営審議会委員、和田雅夫理事・事務局長、岡檀事務局員

外務省

篠原勝弘地域調整官

日 時 1月22日から25日

台 湾

参加者 基金

下村満子理事、中嶋繁運営審議会委員、和田雅夫理事・事務局長  
多賀克己事務局員

外務省

篠原勝弘地域調整官

日 時 1月24日から27日

韓 国（但し、韓国は非公式なミッション）

参加者 基金

高崎宗司運営審議会委員、原田信一事務局員

外務省

宮川勝利書記官

日 時 1月21日から24日

### ■今後の対応

今後、フィリピン、台湾、韓国には、信頼関係を深め、基金について理解をえていくため、度々訪問することとし、条件が整い次第、隨時派遣していくこととする。

## 19日（出発前）

白杵敬子氏から助言があった。

遺族会は「基金と会うと窮地に陥る」と言っているので、会わないほうがよい。

挺対協の穩健派と会うとよい。

中央会の金栄万氏らとは、会わないほうがよい。

尹貞玉氏（挺対協共同代表）から電話があった。

会ってもむだではないか、とのことだった。

和田春樹氏から助言があった。

安秉直氏、李恩貞氏と会うとよい。

## 21日

ホテルロビーで、戸塚弁護士、山下英愛氏と遭遇した。

武藤公使から認識の披露と助言があった。

遺族会に比して挺対協が力をついている。

カトリックの理解を求めることが必要だ。

対話の相手は挺対協に絞ったほうがよい。

寄付してくれた人の気持ちを韓国語のパンフレットにして紹介するとよい。

記念碑の建立には困難が多い。

李効再氏（挺対協共同代表）から、明日会う約束を取り付けた。

姜万吉氏（日韓慰安婦生活安定支援審議委員会委員？）は不在だった。

## 22日

山下大使から助言があった。

難しい問題なので、たびたび来てほしい。

李効再氏に面会を取り消された。

理由は、「尹氏が反対している、会うと利用されるから」ということだった。

金夏中アジア太平洋局長から助言があった。

李効再氏と個人的に会うと、李氏の立場を悪くする。

挺対協の強硬派（申惠秀氏・池銀姫氏ら）とこそ会うべきだ。

「消極的」にやってほしい。急がないで不信感を取り除くとよい。

金ウォンジン書記官から助言があった。

挺対協の強硬派（申恵秀氏・池銀姫氏ら）に手紙を書いたらよい。

マスコミは避けたほうがよい。

李恩貞（国会議員、元韓国女性団体連合会長）を訪問した。

基金のパンフレットを見て、誤解していたことがわかった。

李効再氏らには自分から話しておく、とのことだった。

日本人会幹部に協力を要請した。

## 23日

社会福祉部に婦女福祉課の楊仁順課長を訪問した。

対象者が158人であること。

お金は市町村を通して渡していること。

名前をしられたくない人がいること、がわかった。

安秉直氏（ソウル大学教授、挺対協研究会のアドバイザー）を訪問した。

研究や歴史認識が大事だ、と言っていた。

李泳禪氏（元漢陽大学教授、評論家）と会う。

会うべき人として、朴スンギョン（女性解放神学者）らを挙げてくれた。

『世界』の往復書簡では、日本人の良心を見た、とのこと。

任在慶氏（元『ハンギヨン新聞』副社長、評論家）と会う。

政府が和田春樹氏と一緒にやるというのはたいへん良い。

補償より真相究明が大事だ、との意見だった。

## 24日

森本書記官を交えて、宮川氏、原田氏と次回訪韓計画などについて討論・相談した。

挺対協の強硬派とその他の人々と、同時並行的に理解を求める必要がある。

韓国人々に対する支給は遅れそうだ。

それだけにより多くの誠意を示しておくことが大事だ。

2-5月は毎月訪韓したほうがよい。

理事会は、上記の訪韓計画を、ある程度自由に立て、実行させてほしい。

次回はクラスマミ氏の報告が出るので、横田氏に訪韓してほしい。

和田春樹氏、中島氏には、尹貞玉氏や知人の方の理解を求めてほしい。

以上の点でほぼ合意した。

以上

1996/02/05 page 1

## 韓国非公式訪問の報告

事務局

### ○ 訪韓目的

事前に情勢を検討し判断した結果、今回のアジア女性基金からの訪韓は、いわゆる対話チーム派遣ではなく、「正式な対話チーム派遣準備のため」に目的を限定した。

準備のためと目的を限定したのは、

①支援団体である挺対協（挺身隊問題対策協議会）、当事者団体・太平洋戦争犠牲者遺族会が、ともに「現状では来韓しても会えない」と伝えてきたため、無理押しできない

②しかし、韓国内世論動向、団体の意向と実態、そして韓国政府・政界の意向を把握する必要があると判断したためである。

なお、「現生存強制軍隊慰安婦被害者対策協議会」からは「会う」「会いたい」との意向が駐韓日本大使館を通して伝えられたが、「代表者」の身辺に問題があるとの情報が確認されたので、面会しないことを決めて訪韓することとなった。

### ○ 訪韓日

日本大使館からの示唆等により、他の対話チーム派遣の日取り前後が訪韓するにも好適であるとの感触があり、1月21日（日）から24日（水）と決め、実行した。

### ○ 訪韓メンバー

運営審議会委員・高崎宗司教授には韓国に個人的な交流のある人物が多いことから、同氏に訪韓を依頼した。

ほかに事務的補助のため基金から事務局・原田が同行した。

また、外務省アジア局地域政策課・宮川勝利外務事務官が同行した。

### ○ 面会・意見交換相手

- 1 韓国政府サイド 外務部アジア・太平洋局長 保健福祉部 婦女福祉課長  
\*日本大使館を通じた働きかけによって実現した
- 2 在韓日本人会 代表格 三菱商事、三井物産、三国R K精機  
\*日本大使館の設定に負う
- 3 韓国国会議員 女性特別委員長  
\*高崎教授旧知の女史
- 4 大学教授、元ジャーナリストなど、高崎教授旧知の人士

### ○ 携行・贈呈

△パンフレット/リーフレット韓国語訳・日本語現物 △基金ニュースNO.3

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金  
電話：03-3583-9346 107東京都港区赤坂2・17-42 赤坂アネックス

## 韓国非公式訪問の報告

page 2

### □訪問・面談

(一部敬称略)

- 1月21日（日） 16：10 ソウル・キムボ国際空港着（大使館出迎え） ロッテホテル  
18：30 在韓国日本大使館武藤公使主催夕食・打ち合わせ会  
ソウル・大苑閣  
高崎教授（基金運営審議会委員）  
日本大使館 武藤公使、森本・栗田書記官  
外務省 宮川書記官、原田（基金事務局員）
- 1月22日（月） 10：15 山下大使表敬 日本大使館  
11：00 韓国外務部・金夏中アジア・太平洋局長訪問、意見交換  
高崎、武藤、森本（通訳）、宮川、原田  
キム・ウォンチ外務書記官 意見交換  
15：20 国會議員・李恩貞女性特別委員会委員長と意見交換  
高崎、森本、宮川、原田 国會議員会館  
19：00 武藤公使主催日本人会主要メンバータ食会、懇談  
三菱商事、三国R K精機、三井物産 ロッテH内中華上海  
武藤、貝谷参事官、森本  
高崎、宮川、原田
- 1月23日（火） 10：00 韓国保健福祉部・  
ヤン・インスン（楊仁順）婦女福祉課長訪問  
高崎、森本（通訳）、宮川、原田  
(挺対協・李効再共同代表 高崎面会キャンセル)  
11：30 大学校教授—高崎 昼食、意見交換  
大学校教授棟食堂 高崎、森本、宮川、原田  
17：00 在野元ジャーナリスト2人—高崎 意見交換、市内夕食懇談  
高崎、森本、宮川、原田  
10：30 高崎、宮川、原田 問題整理・打ち合わせ ロッテ内
- 1月24日（水） 10：00 整理打ち合わせ 日本大使館  
武藤、森本、宮川、原田  
11：30 帰途に

□聞かされた意見・示唆の要点

事務局

**対日不信・疑惑**

- 韓国の対日論調・空気はきわめてきびしい。  
植民地支配・「従軍慰安婦」・対日要求についての閣僚や国會議員の「妄言」、  
日韓併合条約・日韓条約評価に関する発言、  
国会不戦決議をめぐる言動などの情勢、  
新政権橋本總理の「保守体質」…

**アジア女性基金への疑惑**

- アジア女性基金の事業・一時金が「慰労金」（=見舞金）と伝えられ、「戦争犯罪」、  
「不法行為」を認めない日本政府の誠意のない態度に国會議員、在野団体が激怒
- アジア女性基金で「従軍慰安婦」問題処理を「幕引き」にして、「真相究明」「教訓  
化・教育の徹底」「補償」への姿勢がよく見えないことへの疑惑、不信が大きい  
→アジア女性基金資料事業の実行  
→政府の明確な姿勢/アジア女性基金の政府へのスタンス

**強硬な在野団体**

- 國際法による正当な主張に対して日本政府が対応しないことに、在野団体は一層國際機  
関・世論でゆさぶろうとしている
- 「従軍慰安婦」問題で、韓国内で、事実の研究、冷静な議論ができるような空気が支  
配的になり、対日・國際運動への傾きを一層強めている。  
穏健な意見より過激な主張と行動が勢力を増している。マスコミも強硬さが受ける
- 政府、議員、「元老」らからもこうした団体の「強硬派」説得をできない情勢にある

**示唆・助言**

- アジア女性基金に一定の理解を示す人々や当事者に接触する方策より、「強硬派」に真  
正面から対話を求めよ  
→丁重な手紙を出す/足繁く訪問する/誠意
- 繰り返して訪問し、誠意とアジア女性基金の実態、募金してくれる国民の気持ちを伝え  
るのがよい  
→募金者のメッセージ集を韓国語訳で伝える/情（チョン）に訴える

\*別情報 訪問の同時期に戸塚悦朗弁護士が訪韓中。「市民基金」グループで7日から15日、フィリピン韓国  
を訪問予定（ファクス速報による）。尹貞玉さん（挺対協）大島孝一さん（市民基金共同代表）参加。

財團法人 女性のためのアジア平和国民基金  
電話：03-3583-9346 107東京都港区赤坂2・17・42 赤坂アネックス

## 韓国人「従軍慰安婦」関係団体

### ● (社) 太平洋戦争犠牲者遺族会

ペ・ヘウォン会長

李種鎮（イ・チョンジン）常任副会長

1973年釜山で結成。元日本軍軍人・軍属、遺族、元軍隊慰安婦。1988年、現組織名称となり再発足。

91年提訴裁判原告40人のうち軍隊慰安婦8人

連絡先 ソウル特別市龍山区漢江路二街390-1

ヨンウイルビル203

電話：02-795-3315/3316 ファクス：02-795-

6400

◆連携→日本の戦後責任をハッキリさせる会（白杵敬子代表）

### ●挺身隊問題対策協議会

尹貞玉（ウン・ジョンオク）李効再（イ・ヒョジエ）さんら

1990年、韓国の37女性団体が日本政府に対し「事実認定、公式謝罪、真相究明」要求などを内容とする「公開書簡」を送る。これを契機に同年、協議会を結成。

\*95年9月12日「調査団派遣に反対」声明。

連絡先

電話 02-263-2802 ファクス 02-263-2803

◆連携→ウリヨソンネットワーク、行動ネットなど

### ●現生存強制軍隊慰安婦被害者対策協議会中央会

金栄萬（キム・ヨンマン）さん

連絡先

電話 ファクス

◆提携→なし

### ●「従軍慰安婦」被害者の会

権台任（クォン・テニム）、石福任（ソク・ボクイム）さん共同代表 \*提訴なし

連絡先 ソウル特別市銅雀区鷺梁津二洞242-4

電話 ファクス

◆連携→ハルモニたちを支える会（朴壽南=パク・スナムさんら）

### ●強制軍隊慰安婦協議会

金福善（キム・ボクソン）、李溶洙（イ・ヨンス）さんら

\*金福善さんは「遺族会」裁判原告

連絡先

電話 ファクス

◆連携→ハルモニたちとともに歩む会・チョガッポ（信川美津子さんら）

### ●釜山挺対協

金文淑（キム・ムンスク）さん

\*元「従軍慰安婦」3人山口地裁で審理中

連絡先

電話 ファクス

◆連携→「閑釜裁判」を支援する会（松岡・入江さん代表、花房さん）

### ●在日の慰安婦裁判を支える会

山崎ひろみ代表

\*在日韓国人・宋神道さん93年東京地裁に提訴、審理中

### ◎団体についての註

1 当事者団体「太平洋戦争犠牲者遺族会」は73年からの歴史があり、91年東京地裁に提訴。支援団体「挺対協（挺身隊問題対策協議会）」は90年女性団体が集合して結成。対日裁判より「国際人権問題、女性問題」として重視。組織の本質が自ずと違う。

2 のち（93年か）「現生存」が2億5000万円要求できるとの立場で旗揚げ。過激行動、裁判軽視。

3 「現生存」=朴壽南・信川氏連携  
→朴壽南氏主導で「被害者の会」結成（現生存分裂）

→強制軍隊慰安婦協議会結成=信川氏が支援  
\*隨時、信川・白杵氏（ハッキリ会）は連携

4 釜山挺対協は獨自行動、裁判

5 在日（韓国人）の「従軍慰安婦」裁判を支える会もある



## Lila-Pilipina, Inc.

'an organization of Filipino survivors of rape and sex slavery by Japanese troops during World War II, and of activists and partners. Envisioning a world of peace, without rape, sex slavery and other forms of violence on women in situation of war and armed conflict situation.'

### STATISTICAL (SUMMARY) REPORT ON DOCUMENTED CASES OF FILIPINO WOMEN VICTIMS OF RAPE AND MILITARY SEXUAL SLAVERY BY JAPAN BY LILA-PILIPINA, INC. January 22, 1996

|    |                                  |     |
|----|----------------------------------|-----|
| 1. | Total no. of documented cases    | 169 |
| 2. | Classification of cases          |     |
|    | - Total no. of FCWs              | 107 |
|    | - Total no. of Rape cases        | 54  |
|    | - Other cases (torture, etc.)    | 4   |
|    | - Unclassified                   | 4   |
| 3. | Total no. of plaintiffs          | 46  |
|    | Case filed on April 02, 1993     | 18  |
|    | - National Capital Region        | 11  |
|    | - Pampanga                       | 2   |
|    | - Antique                        | 1   |
|    | - Iloilo                         | 1   |
|    | - Capiz                          | 1   |
|    | - Negros Occidental              | 2   |
|    | Case filed on September 20, 1993 | 28  |
|    | - National Capital Region        | 19  |
|    | - Pampanga                       | 1   |
|    | - Antique                        | 1   |
|    | - Bikol                          | 4   |
|    | - Davao                          | 1   |
|    | - Cebu                           | 1   |
|    | - Bohol                          | 1   |
| 4. | Total no. of deceased            | 12  |
|    | Place of residence:              |     |
|    | - Bohol                          | 2   |
|    | - Capiz                          | 1   |
|    | - Cebu                           | 1   |
|    | - Iloilo                         | 1   |
|    | - Negros Occidental              | 1   |
|    | - Manila                         | 5   |
|    | - Pangasinan                     | 1   |

MAILING ADDRESS : P.O. Box 1019, Ciudad, Diliman, Quezon City, Philippines  
(For Visitors) Office Address: 23-C Matiyaga Street, Central East District, Diliman, Quezon City  
Telefax No. (63-2) 921-1044

Statistical Report  
Page 2

Status of Case:

|                  |    |
|------------------|----|
| - Plaintiff      | 2  |
| - Non-plaintiffs | 10 |

Year of Death:

|                |   |
|----------------|---|
| - 1991 onward  | 6 |
| - 1980-1990    | 2 |
| - 1942-1979    | 1 |
| - Date unknown | 3 |

) 12.

5. No. of victims in each province  
of comfort site/station:

|                     |    |
|---------------------|----|
| a. Luzon area       | 82 |
| - Abra              | 2  |
| - Bataan            | 2  |
| - Bulacan           | 6  |
| - Bikol             | 20 |
| - Ilocos            | 1  |
| - Isabela           | 1  |
| - Laguna            | 5  |
| - Manila            | 20 |
| - Marinduque        | 1  |
| - Masbate           | 3  |
| - Nueva Ecija       | 6  |
| - Pampanga          | 5  |
| - Pangasinan        | 7  |
| - Quezon Province   | 2  |
| - Zambales          | 1  |
| b. Mindanao         | 9  |
| c. Visayas          | 71 |
| - Aklan             | 5  |
| - Antique           | 4  |
| - Capiz             | 5  |
| - Iloilo            | 10 |
| - Negros Occidental | 12 |
| - Bohol             | 13 |
| - Cebu              | 9  |
| - Leyte             | 13 |
| d. Unknown          | 7  |

Summary Report

Page 3

6. Total no. of active members in each area/province:

|                            |    |
|----------------------------|----|
| a. National Capital Region | 53 |
| - Kalookan                 | 2  |
| - Mandaluyong              | 2  |
| - Manila                   | 1  |
| - Marikina                 | 1  |
| - Navotas                  | 20 |
| - Pasay City               | 2  |
| - Quezon City              | 6  |
| - Rizal                    | 18 |
| b. Laguna                  | 1  |
| c. Central Luzon           | 4  |
| - Bulacan                  | 1  |
| - Pampanga                 | 3  |
| d. Bikol                   | 5  |
| e. Visayas                 | 22 |
| - Antique                  | 3  |
| - Capiz                    | 1  |
| - Iloilo                   | 4  |
| - Negros Occidental        | 7  |
| - Bohol                    | 1  |
| - Cebu                     | 6  |

Total                          85

7. Total no. of victims whose ordeal/experience happened in the year of:

|    |      |    |
|----|------|----|
| a. | 1941 | 10 |
| b. | 1942 | 48 |
| c. | 1943 | 32 |
| d. | 1944 | 34 |
| e. | 1945 | 13 |
| f. | N/A  | 32 |

Summary Report  
Page 4

8. Total no. of victims whose age in 1942 was:

|     |         |    |
|-----|---------|----|
| a.  | 38      | 1  |
| b.  | 36      | 1  |
| c.  | 35      | 1  |
| d.  | 32      | 1  |
| e.  | 30      | 2  |
| f.  | 29      | 1  |
| g.  | 28      | 3  |
| h.  | 27      | 2  |
| i.  | 26      | 1  |
| j.  | 25      | 1  |
| k.  | 24      | 2  |
| l.  | 23      | 3  |
| m.  | 22      | 7  |
| n.  | 21      | 4  |
| o.  | 20      | 6  |
| p.  | 19      | 12 |
| q.  | 18      | 3  |
| r.  | 17      | 11 |
| s.  | 16      | 8  |
| t.  | 15      | 16 |
| u.  | 14      | 16 |
| v.  | 13      | 8  |
| w.  | 12      | 7  |
| x.  | 11      | 1  |
| y.  | 10      | 1  |
| z.  | 9       | 1  |
| aa. | 7       | 1  |
| ab. | Age N/A | 48 |

## 戦後補償実現！FAX速報 No.102.96.1.27.

■発行：戦後補償ネットワーク 面倒102 東京都千代田区飯田橋4-5-16-402  
 ■TEL：03(3237)0287 ■FAX：03(3237)0217  
 ■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便番号：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」  
 ■銀行口座：三井銀行飯田橋支店（普通口座）071-0151945 「戦後補償ネットワーク」

### ◆植木首相「歴史認識」初答弁に韓国世論反対

植木首相は、1月22日の衆参両院本会議で行った施政方針演説で、過去の戦争責任など歴史認識にかかる問題には直接言及せず、26日の参院本会議で立木洋議員の歴史認識についての質問に「過去のわが国の行為が多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことを深く心にとどめなければならない。わが國が過去の一時期に植民地支配と侵略により、多くの國、特にアジア、太平洋周辺の方々に大きな損害と苦痛を与えた事實を眞摯に受け止め、これらに対する深い反省に立って、世界の平和と発展に力を尽くしていくべきだ」と述べ、翌年の村山談話も踏襲して「侵略」を認めた。しかし、「戦争の目的、性格を特定するのは容易ではなく断定的にいうのは困難」と答弁。韓国「東亜日報」や「中央日報」紙は、27日付紙面で「過去の反省を事実上拒否」「後退する日本の歴史認識」と厳しく批判した。（1/26・27編）

### ◆イスラエル大統領、ドイツ議会でナチスの行為断罪。独、初の「ナチス犠牲者記念日」

イスラエルのワツィン大統領がドイツ議会で演説。ナチスが殺害した人々が生きていたら、どれほどの者が、交響曲が、科学的発明が生まれていたことだろうと述べ、「犠牲者は二度殺された。強制収容所に進行された子供として、そして成長するはずだった大人として」ナチスを断罪。ユダヤ民族の苦難の歴史を書き、「ネオナチの芽を掐む」よう求めた。（1/23編）ドイツは27日今年上下院で定められた初めての「ナチス犠牲者追悼記念日」を選え、これに先立ってヘルフォルト大統領が記念演説をしている。（1/20編）

### ◆戦後処理問題で関係悪化、ドイツ・チェコ首脳会談中止

ドイツとチェコ両国が、戦後処理を巡り冷嘲化、外相会談決裂したのに続き、クラウス・チェコ首相とコール外相との首脳会談が中止となる深刻な事態となっている。チェコはナチス侵略による被害の謝罪・賠償を求めており、ドイツは第二次大戦後にチェコのズデーテン地方から逐放されたドイツ人に対する謝罪・賠償を要求。この戦後処理に決着をつけるはずだった今月12日の両国外相によるポン会談で、チェコのジェレニエツ外相はドイツ人遣放問題について「移住措置であり正当である」との従来の立場を主張し、ドイツのキンケル外相も「ナチス侵略の不当性は認めるが、ドイツ人の遣放も不当であつたことをチェコは認めるべきだ」と応酬、一気に関係が悪化している。（1/22編）

### ◆カナダ人の元捕虜が収容所体験記を出版、日本政府の謝罪を要求

第2次大戦中、真珠湾攻撃直後の香港での戦闘で投降し、18才で日本軍捕虜となつた元英連邦軍カナダ兵、ケネス・カンボンさんが、終戦までの苛酷な収容所体験をまとめ、日本で出版した。題名は「ゲスト・オブ・ヒロヒト（天皇の賓客）」（筑摩書房刊）。出

版を機会に来日したカンボンさんは「日本に恨みを述べたいのではない。ただ政府から謝罪の言葉ぐらいは聞きたい。過去は簡単に忘れてはならない」と述べた。（1/22編）

### ◆「国民基金」対話チーム、韓国、フィリピン、台湾へ 犯害の被害者団体は拒否

「女性のためのアジア平和国民基金」の「対話」チームが、21日から韓国、フィリピン、台湾の3国に出かけた。韓国では、高崎宗司理事らが赴いたが、韓国延多取扱問題協会と韓国太平洋取扱業者連合会は「対話」を拒否。韓国政府および同政府に登録している被害者らと会ったもよう。フィリピンでは有馬真喜子監理事長、林陽子運営委員会委員、和田雅夫事務局長（外務省OB）が外務省南東アジア課員や日本大使館員ら政府職員5人とともに24日リラ・ビリビナ事務所を訪れた。「国民基金」について説明し、医療や生活支援もフィリピン政府をとおして実施することなどを述べたが、出席した12人の被害者代表の内、4人は「反対」の意思を明言、その他も態度を保留し、「受け入れ」を表明した人は1人もいなかった。フィリピン政府も会合への参加を希望したが、リラは拒否、政府側との話し合いは別途に行われた。基金側は3月にも再度訪問する計画という。（リラ代表ネリア・サンチョさんの報告から）台湾では、下村清子理事らが出かけ、台湾政府関係者や台北婦女救援社会福利事業基金などと「対話」が行われた。

### ■<報告>フィリピン「慰安婦」裁判第10回公判：原告側ハーグ条約採択過程などを説明

ロサ・ヘンソンさんらも出廷して26日行われたフィリピン「慰安婦」裁判第10回公判では、裁判長が交代。原告弁護団は個人への賠償義務を定めたハーグ条約の採択過程などを証明して、個人賠償請求権の正当性を主張した。次回は5月10日10時半から。

### ■<報告>ロサ・ヘンソンさんの出席記念会に200人参加

27日東京で開かれた「ある日本軍「慰安婦」の回想」（岩波書店刊）の著者ロサ・ヘンソンの話を聞く会と出版記念会には約200人が参加。鈴木裕子、横田進一、白柳誠一、吉見義明、石川恵子、川田文子さんやフィリピン人歌手ティザ・ケナグさんらが、同書の意義を讃え、個人賠償実現を誓いあった。ロサさんは、本をまとめたことで「ようやく私の気持ちも楽になった。日本の若い人にぜひ読んでもらいたい」と、感想を述べた。会場に展示されたロサさんのスケッチも良い印象を与えた。（近く貸出も行われる予定。）

### ■<案内>フィリピン人元「慰安婦」の話を聞く集いin京都

1月29日（月）18時半～ウイングス京都（女性総合センター）セミナー室。連絡先＝ロラ・ロサ給食企画準備会☎0774-43-8721。

### ■<案内>もう沈黙しません／日本軍による強制的「性的奴隸」被害者の証言を聞く集い

1月30日（火）18時半～エル大阪（地下鉄天満橋下車徒歩5分）。証言と報告／ロサ・ヘンソンさん、ネリア・サンチョさん、梅宮頼さん、鄭春云さん。参加費一千円。主催＝集い実行委員会☎06-768-2038, 06-945-7008。

### ■<案内>第12回開拓裁判口頭弁論

1月29日（月）18時半～山口地裁下関支部。原告団4人美日子定。連絡先＝開拓裁判を支援する会☎092-713-1879。なお、支援する会では今後毎週第1土曜日に街頭署名活動と公開学習会を行う。第1回は2月3日（土）15時～天神岩田屋前で街頭署名活動の予定。

### ■<案内>みんなで聚ろう！戦後補償～学生中心の交流会

2月3日（土）15時半～早稲田奉仕館。連絡先＝☎03-5477-9667（今成）。

## 戦後補償実現！FAX速報 No103.9.6.2.3.

■発行・発行：戦後補償ネットワーク 電話：03（3237）0287 電郵：03（3237）0217  
 ■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便番号：00130-6-172084 「戦後補償ネットワーク」  
 ■銀行口座：三菱銀行飯田橋支店（普通口座）071-0151945 「戦後補償ネットワーク」

◆韓国元「慰安婦」李春洙さん3月から慶北大学で名誉学生として法律を勉強  
 韓国人からの連絡によれば、韓国元「慰安婦」李春洙（イ・ウンス）さんは3月から慶北大学で名誉学生として法律を学ぶことになった。1年間の学費全額免除の優待生で、春洙さんは、「老いた身で勉強したところでどれほどのものになるかわからないが、反省しない日本政府に対抗するにはこの方法しかない」と決意を語っている。

◆国連人権委員会マラスマミ報告発表まじか？ 日本政府へのアピール・署名を準備開始  
 国連人権委員会「女性への暴力に関する特別報告官」マラスマミさんが昨年末同委員会に提出した「慰安婦」問題に関する報告と勧告が近く公表される（5日～19日頃）。すでに日本を始め各國政府代表部もこれを入手しているよう。発表され次第、記者会見を行い、日本政府に勧告を受入れ、問題解決を求めるアピールを発表する準備が始まり、署名の呼びかけ人を募っている。連絡先＝「志じよ！連携報告」事務局☎03-3366-2263、fax03-3366-8262（日本の戦争責任資料センター内）

◆「慰安婦」問題日韓合意市民調査団、フィリピン・台湾へ

韓国挺身隊問題対策協議会、戦後補償実施市民基金、フィリピン人元「従軍慰安婦」を支援する全の合同の調査団が7日から15日までフィリピン、台湾を訪れる。フィリピンの「ロラの家」開所式に出席するほか、「国民基金」についての意見交換、茨城県曾我元「慰安婦」の調査などを行う。尹貞玉姫対協共同代表、大島孝一市民基金共同代表らが参加する。

■報告> 関連第12回口頭弁論、証人訊問と閲覧保管資料開示を請求。原告は憲に憲り  
 1月29日山口地裁下関支那で開廷裁判第12回口頭弁論が行われ、原告側は原告が通っていた医師学校の元担当教師杉山さん（富山在住）ら3人と原告本人の証人訊問を申請するとともに、原告に1945年に厚生省が全壇で実施した「朝鮮人労働者に関する調査」報告書（労働省に保管）と原告の厚生年金被保険者記録の開示を求めた。公判後行われた報告集会で原告代表の朴小梅さんは「天皇陛下のために一生懸命働いたが、残されたのは病気だけ。どんなに病んでも必ず裁判に出て復讐する。乞食ではないので、憲んでくれとは言わない。働いた対価をもらいたい」と語り、御賀伊さんは「17歳で富山の工場に行った。そのためと働きさせた日本は資金を支払う義務がある」、朴顯植さんも「14歳で先生に勤められて働いた。今も精神不安定で夜寝つけられない」と述べた。裁判が遅いとの原告の回答に全然やる気がないので、原告の憲でも怒りが高まっている。

■報告> 大阪でも韓国、フィリピンの被害者「国民基金」に憲り

30日夜大阪のルナス、在日韓国民主女性会、カトリック大阪正平会、自治労大阪府本部

などが開いた誓言集会で韓国の元「慰安婦」鄭雲云さんは「麻薬を打たれて日本兵の相手をさせられた。苦しみのあまり自殺を図ったこともある。日本政府はなぜ罪を認めず民間の基金でごまかすのか？純粋に受け取らない」と語り、フィリピンのロサ・ヘンソンさんも「基金は國際社会へのポーズに過ぎず、犠牲者のためにならない。日本政府の補償で初めて、私たちの失われた尊厳は回復される」と語った。韓国挺身隊問題対策協議会の蔡昌順さんも「国民基金は日本政府の犯罪を巧妙に隠し、責任を回避するもの」として厳しく批判、政府の謝罪と個人補償、真相究明を求めた。参加者約200人。なお、29日夜京都で開かれたロサ・ヘンソンさんの出版記念会にも100人以上が参加した。

■案内>連続ゼミナール第2「天皇の軍隊」を知る・調べる

2月5日（月）18時半～中央大学豊岡大記念館、ビギナーのための軍事史入門／講師・吉田裕さん。主催＝日本の戦争責任資料センター☎03-3366-8261。

■案内>香港軍票補償をすすめる会新年会

2月6日（火）18時半～銀座東洋法律事務所ナロン。香港TV局の「戦後50年特集番組」ビデオ上映など。主催＝香港軍票補償をすすめる会☎045-441-5740（和仁）。

■案内>「考え方 この日に 侵略の歴史と日本の道筋」2・11討論集会

2月11日（日）13時～八丁堀・都労労福社会館。パネル討論会出席者＝浅井基文さん、波田永実さん。主催＝「紀元節」問題連絡会議☎03-3261-8686。

■案内>戦後51年－「あらためて日本人の歴史観と國の責任を問う」2・11シンポ

2月11日（日）13時～アジア青少年センター（在日本韓国YMCA）。パネラー＝H.I.V訴訟弁護団、達藤正武さん他。主催＝憲法擁護・平和・人権フォーラム☎03-3222-1571。

■案内>日本軍「慰安婦」被害者たちはいま－インドネシア・フィリピンの報告

2月17日（土）13時半～早稲田事務セミナーハウス204号室。報告＝川田文子さん、高峰たつ江さん。主催＝グループ・性と天皇制を考える☎03-3686-1954。

■案内>韓国・朝鮮人B.C被戦犯被虐訴求裁判討議

2月19日（月）12時45分東京地裁玄関前集合。連絡先＝支える会☎03-3291-8229。

■案内>花崗裁判第2回公判

2月19日（月）15時～東京地裁506号。連絡先＝花崗裁判支援連絡会議☎03-3563-8538。

■案内>アジア太平洋戦犯強制性被害者補償請求事件第16回公判

2月26日（月）13時～東京地裁713号法廷。連絡先＝ハッキリ会☎03-5456-0692。

■案内>「戦後51年－國家補償を阻むものは何か？」2・28集会

2月28日（水）18時半～牛込駒込区民ホール。挨拶＝義尚中、岩松繁俊さん。主催＝戦後補償実現キャンペーン☎03-3231-0217。

■資料紹介>インドネシアの「性暴力被害者」の報告（上・下）：川田文子さん、生活クラブ生活発行月刊「生活と自治」2・3月号、100円、申込☎03-3706-0032。

\*訂正とお詫び\*100号<資料紹介>中、ロシナンテ社の「月刊むすぶ」を「1700円」と記しましたが、「700円」の間違いでした。また、102号の「国民基金」対話チームに関する報告中、高崎宗司氏を「理事」と記しましたが、「運営審議委員」の間違いでした。お詫びして訂正します。（編集部）

連絡協議会覚書（文案）

- 1 本会は「フィリピン元『従軍慰安婦』問題対策連絡協議会（仮称）」（以下「連絡協議会」という。）と称する。
- 2 連絡協議会は、女性のためのアジア平和国民基金が、関係者の要望を最大限反映させつつ、日本国民の償いの気持ちとして一時金をお届けし、被害者の名誉回復を図るために、次の事業について諸関係者との連絡協議を行うことを目的とする。
  - (1) 国民の償いの気持ちとしての元「従軍慰安婦」への一時金のお届け
  - (2) 日本政府の拠出金により行われる医療・福祉事業
  - (3) 「従軍慰安婦」問題を歴史の教訓とする事業
- 3 連絡協議会は、アジア女性基金、リラ・ピリビーナ、日本政府、フィリピン政府の四者（代表各2名ずつ）によって構成する。
- 4 会議は、アジア女性基金が、事前に他の3団体と協議の上、開催する。
- 5 会議の開催に必要な費用はアジア女性基金が負担する。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金  
電話：03-3583-9346 107東京都港区赤坂2・17・42 赤坂アネックス

## 広報についての報告

1996/02/05

### 1 新聞広告掲載の件

掲載日 全5段

|         |        |             |
|---------|--------|-------------|
| ○朝日新聞   | 東京・北海道 | 9日社会面       |
|         | 大阪・名古屋 | 8日社会面       |
|         | 西部     | 6日経済面       |
| ○読売新聞   | 東京     | 21日社会面      |
|         | 大阪     | 8日、9日社会面交渉中 |
|         | 中部     | 9日社会面       |
|         | 西部     | 6日社会面       |
|         | 北海道    | 8日社会面       |
|         | 北陸     | 7日社会面       |
| ○毎日新聞   | 東京・大阪  | 7日社会面       |
|         | 中部     | 6日社会面       |
|         | 西部     | 8日社会面       |
|         | 北海道    | 5日社会面       |
| ○日本経済新聞 | 交渉中    |             |

契約金額 4紙掲載料合計 概算（消費税込） 4622万円  
同一版下制作費・製版代概算 150万円  
総合計 概算 4772万円

\*概算としたのは、各紙社会面指定（指定料金が付加）の確定が流動的であり、また制作費等で多少の増減が見込まれるため。

契約の相手方 電通

95年12月、(株)電通と(株)東急エージェンシーとに「見積書」提出を求め、比較すると(株)電通の見積額が下回ったため

### 2 「アジア女性基金ニュース」発行の件

4号（別紙）

アジア女性基金役員等関係者、報道、関係国會議員、運動団体、募金してくれた団体

### 3 雑誌広告の件

3月掲載の予定で進行中

## 募 金 状 況 (1月31日現在の速報による)

郵政省よりの速報による。金額については手数料を控除した後の残額が計上されている。

| 月 日        | 郵 便 振 替 |             | 銀 行 振 达 |            | 増 額       | 累 計   |             |
|------------|---------|-------------|---------|------------|-----------|-------|-------------|
|            | 件数      | 金 額         | 件数      | 金 額        |           | 件数    | 金 額         |
| 1996. 1. 4 | 5,963   | 112,799,240 | 1,999   | 20,955,267 | 2,855,247 | 7,962 | 133,754,507 |
| 1.12       | 6,105   | 114,035,622 | 1,999   | 20,955,267 | 1,236,382 | 8,104 | 134,990,889 |
| 1.18       | 6,214   | 114,993,521 | 1,999   | 20,955,267 | 957,899   | 8,213 | 135,948,788 |
| 1.26       | 6,605   | 119,016,402 | 1,999   | 20,955,267 | 4,022,881 | 8,604 | 139,971,669 |
| 1.31       | 6,757   | 120,649,136 | 1,999   | 20,955,267 | 1,632,734 | 8,756 | 141,604,403 |
|            |         |             |         |            |           |       |             |

女性のためのアジア平和国民基金

原 文兵衛 理事長殿

インドネシア元従軍慰安婦に対する調査のための費用支出の要望

貴基金におかれましては、日本のアジアの人々に対する侵略行為の犠牲となった従軍慰安婦らの戦争被害女性に対するお詫びとこれらの人々に対する償いを実施するという、極めて重要な事業の遂行に邁進されていることと敬意を表します。

今日のインドネシア共和国地域におきましても、極めて多数のいわゆる元従軍慰安婦やその他、日本軍兵士や軍属による強姦などの戦争被害者が存在しています。また、これまで、約7万6000人の元兵補およびその未亡人らが日本軍政期の未払い預金の返還を求めていることも周知の事実であります。

今回、貴基金が従軍慰安婦ら戦争被害女性に対する日本の国民的な償いの実施を行われることにつきまして、私達、日本インドネシア兵補協会は、貴基金のインドネシアのこれら女性に対するお詫びと償いが十分に実施され、これら女性の福祉が向上するよう、貴基金に対して可能な範囲内で協力する用意があります。

私達がインドネシア国内で見聞するにつけ、元兵補は自らが組織をもち、その数や所在が比較的よく把握されているといえます。一方、今回の貴基金の事業の主要な対象であります元従軍慰安婦につきましては、実際のところ何人過去に存在し、今日何人が生存され、また現在どこに住んでおられるのかも一部の人を除いてだれも把握していないのが実情と言えましょう。このような中、貴基金の事業を成功させるため、まもなく基金に対する募金が締め切られようとしている今日、一刻も早くインドネシアの元従軍慰安婦の方々に対する調査を実施しなければならないと言えるでしょう。

周知のようにインドネシアの元従軍慰安婦に対する扶助としてはこれまで、インドネシア法律扶助協会(Yayasan Bantuan Hukum Indonesai)が努力を積み重ねてこられました。また、かつて憲兵補（日本軍憲兵の現地補助兵）が各地の慰安所の警備を行っていたことなどから、元兵補の方々の組織でありますインドネシア元兵補中央連絡協議会も、元従軍慰安婦の調査において潜在的な能力を持っており今日その調査を開始されておられます。

この両組織とも、厳しい財源をやりくりしてこれまで活動を続けてこられています。今日必要なインドネシア元従軍慰安婦の正確な把握のためには、元従軍慰安婦に対してお詫びと償いを実施しようとしている日本サイドがその費用を負担すべきであると考えられます。そこで、アジアの戦争被害女性に対するお詫びと補償の実施を国民から負託されている貴基金が、これらインドネシアの元従軍慰安婦の調査を実施する意志と能力のある組織に対して従軍慰安婦調査のための調査費を支出されることをお願いするものであります。

調査費用につきましては、元兵補の組織が一人あたり62500ルピア(日本円で約3000円)を要求しております。(詳細な内訳は元兵補組織要望書参照) 一体何人が従軍慰安婦であるのかわからない今日、包括的で正確な調査を実施するため、とりあえず、元従軍慰安婦1000人分の調査費(すなわち300万円)を貴基金が支出し、インドネシア法律扶助協会とインドネシア元兵補中央連絡協議会の間で折半して戴いたらどうかと考えます。

以上ご要望申し上げます。

1996年1月30日

日本インドネシア兵補協会

INTERNATIONAL FORUM ON WAR COMPENSATION FOR THE ASIAN-PACIFIC REGION '95  
COMMUNICATION FORUM OF THE EX-INDONESIAN HEIHO

Alamat: Jalan Taman Permata Barat C/V No. 8, Jatikramat Indah II, Tlp. 021-8474708 Bekasi - 17421 - Indonesia  
CENTRAL: Law Office Kenichi Takagi 1-4-904 Kojimachi, Chiyoda-ku, Tlp. +81-3-3237-7448, Fax +81-3-3237-7501,  
Tokyo 102 - Japan

BUDGET FOR THE MANAGEMENT OF  
COMFORT WOMEN PERFORMED BY  
COMMUNICATION FORUM OF THE EX-INDONESIAN HEIHO

Your Excellency  
Chairman of Asian Peace and Friendship Foundation for Women ✓  
Tokyo, Japan

Below we inform you our budget in the arrangement for reimbursement in respect of the Indonesian  
Comfort-Women (C-W) managed by the Communication Forum of the Ex-Indonesian Heiho.

The budget stated is as follows:

|   |                    |
|---|--------------------|
| 1. Expenses incurred at our local Branches for collection of data in respect of the C-W (including travel/accommodation/food) | Rp 5,000.-         |
| 2. Tip for the concerned C-W  | 7,500.-            |
| 3. Office administration costs  | 10,000.-           |
| 4. Employees/officials' fees  | 15,000.-           |
| 5. Communication expenses (including postage, telephone/fax)  | 5,000.-            |
| 6. Out-of-pocket expenses   | 20,000.-           |
| <b>Total</b>  | <b>Rp 62,500.-</b> |

The total represents expenses for each data entry in respect of a C-W to our file. The above-referenced expenses are included as minimum and very low.

We hope that you would be informed and we thank you for this matter.

Bekasi, October 25, 1995

Chairman,  
  
S. Asrip Rahardjo S.H.  
Ex-Heiho Katagiri Butai 10823

PS.: To October 25, 1995, the total C-W registered is 5,683.

官房長官 発言  
(2月6日午前 記名会見)

クマラスワミ報告書「付属文書」の公表について

1. 5日、「女性に対する暴力」に関するクマラスワミ国連人権委員会特別報告者の報告書のうち、「従軍慰安婦」に関する付属文書の内容が報道されたと承知している。我が国は、「女性に対する暴力」の問題の重要性に鑑み、昨年の報告者来日時を含め、積極的に調査に協力を行った。
2. 同文書において、報告者は、与党戦後50年プロジェクトチームでのご議論を経て発足した、「女性のためのアジア平和国民基金」を、道徳的観点から歓迎すると記述している。政府としては、「基金」が所期の目的を達成できるよう、引き続き最大限の協力をに行っていきたい。
3. 他方、同文書においては、國家による賠償等を行うべきとする立場から、国際法上の法的議論を開示している。これは、法的に我が国政府が受け入れる余地のないものである。
4. 本件文書は3月に開催される次回国連人権委員会に提出された段階のものである。人権委員会が、我が国の立場に理解を示すことを期待したい。

(了)